

# 同志社大学大学院司法研究科

## 2025 年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法 I  
担当者：高橋宏司  
持込参照：司法試験六法  
試験時間：90 分  
講評会：

ともに日本に居住している甲国人男 X と乙国人女 Y は婚姻し、その後 200 日目に Y から Z が出生した。Z は、出生の際に乙国籍を取得した。X は、Z が自分にまったく似ていなかったことから、Z が 6 歳になった時に DNA 鑑定を受けたところ、生物学的に Z は X の子でないことが明らかとなった。これを機に X は Y と日本国内で別居し、以後、Z は Y に育てられている。この状況の下で次の各小問に答えなさい。なお、各小問は、互いに独立しているものとする。

(1) Y は、婚姻費用分担および Z の養育費支払を請求して、X を相手取って日本で審判を申し立てた。各請求につき、準拠法は何国法か。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) DNA 鑑定の結果が判明してから 2 年後、X は Z を相手取って嫡出否認調停を日本で申し立てた。本件申立ては、申立期間を徒過しているか。なお、甲国法の下では、婚姻から 180 日以後に生まれた子は夫婦の嫡出子として推定され、それを覆すには、出生後 3 年以内に嫡出否認調停を申し立てなければならない。乙国法の下では、婚姻から 210 日以後に生まれた子は夫婦の嫡出子として推定され、それを覆すには、DNA 鑑定後 3 年以内に嫡出否認調停を申し立てなければならない。本問で反致は成立しないものとする。(期末試験総点 80 点中 25 点)

(3) X は Y との離婚を考えている。離婚の際の(i)夫婦財産の清算(財産分与)の準拠法、(ii)Z の親権者指定の準拠法はそれぞれ何国法となるか。なお、X および Y と Z の間には法律上の親子関係が存在するものとする。(期末試験総点 80 点中 20 点)

(4) Z は Y の隣人である乙国人男 W に懐いているため、W は Z を養子とする縁組をすることとした。本件縁組によって X と Z の間の親子関係が断絶するかを決める準拠法は何国法か。養子とその実方の血族との親族関係の終了につき、甲国の国際私法は養子の常居所地法によるとし、乙国の国際私法は養親の常居所地法によるものとする。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(5) 乙国人男 W が Z を養子とする縁組が成立したが、X および Y と Z の間の実親子関係は存続しているものとする。Z の親権者は誰か。一人の子について実親子関係と養親子関係が併存する場合、甲国法によると実親と養親に共同親権が認められるのに対して、乙国法によると養親のみに親権が認められる。(期末試験総点 80 点中 10 点)